疾病任意継続被保険者の皆さまへ

令和７年４月分（４月納付分）からの

船員保険の保険料率のお知らせ

一般保険料率

令和７年３月分まで	令和７年４月分から
10.23%	10.33%
疾病保険料率　9.90%	疾病保険料率　10.00%
災害保健福祉保険料率　0.33%	災害保健福祉保険料率　0.33%

船員保険の保険料率は、被保険者の保険料負担を軽減する措置をおこなっておりますが、令和４年度より、その措置を段階的に縮小しています。令和７年度の保険料負担軽減率は、これまでの 0.2%から 0.1%に縮小することから、ご負担が 0.1%増加します。

介護保険料率

令和７年３月分まで	令和７年４月分から
1.59%	1.57%

介護保険第２号被保険者に該当する方（40 歳以上 65 歳未満の方）の保険料率は、一般保険料率と介護保険料率を合計した 11.90%（一般 10.33%+ 介護 1.57%）となります。

お勤めの船員保険被保険者については、疾病保険料率と介護保険料率の２分の１および災害保健福祉保険料率のすべてが船舶所有者の負担になりますが、疾病任意継続被保険者については、船舶所有者の負担がないことから、そのすべてを負担することとされています。

令和７年４月分保険料から、疾病任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は**47万円**に変更となります。
※令和７年３月分までの保険料の標準報酬月額の上限は 44 万円

退職時の標準報酬月額が47万円以上の方は、令和７年４月分保険料（令和７年４月10日（木）納付期限）から標準報酬月額 47万円として保険料が算定されます。

全国健康保険協会
船員保険

〒102-8016　東京都千代田区富士見 2-7-2　ステージビルディング 14 階
TEL：03-6862-3060　　営業時間：午前８時 30 分から午後５時 15 分（土日祝・年末年始除く）

船員保険疾病任意継続被保険者 保険料額表
【令和７年４月分（４月納付分）～】

（単位：円）

標準報酬		報酬月額			船員保険料	
					介護保険第２号被保険者に該当しない場合	介護保険第２号被保険者に該当する場合
等級	月額				10.33%	11.90%
		円以上		円未満		
1	58,000		～	63,000	5,991	6,902
2	68,000	63,000	～	73,000	7,024	8,092
3	78,000	73,000	～	83,000	8,057	9,282
4	88,000	83,000	～	93,000	9,090	10,472
5	98,000	93,000	～	101,000	10,123	11,662
6	104,000	101,000	～	107,000	10,743	12,376
7	110,000	107,000	～	114,000	11,363	13,090
8	118,000	114,000	～	122,000	12,189	14,042
9	126,000	122,000	～	130,000	13,015	14,994
10	134,000	130,000	～	138,000	13,842	15,946
11	142,000	138,000	～	146,000	14,668	16,898
12	150,000	146,000	～	155,000	15,495	17,850
13	160,000	155,000	～	165,000	16,528	19,040
14	170,000	165,000	～	175,000	17,561	20,230
15	180,000	175,000	～	185,000	18,594	21,420
16	190,000	185,000	～	195,000	19,627	22,610
17	200,000	195,000	～	210,000	20,660	23,800
18	220,000	210,000	～	230,000	22,726	26,180
19	240,000	230,000	～	250,000	24,792	28,560
20	260,000	250,000	～	270,000	26,858	30,940
21	280,000	270,000	～	290,000	28,924	33,320
22	300,000	290,000	～	310,000	30,990	35,700
23	320,000	310,000	～	330,000	33,056	38,080
24	340,000	330,000	～	350,000	35,122	40,460
25	360,000	350,000	～	370,000	37,188	42,840
26	380,000	370,000	～	395,000	39,254	45,220
27	410,000	395,000	～	425,000	42,353	48,790
28	440,000	425,000	～	455,000	45,452	52,360
29	470,000	455,000	～		48,551	55,930

○令和7年度における疾病任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、470,000 円です。
○介護保険第2号被保険者に該当する方は、40 歳以上 65 歳未満の方であり、一般保険料率（10.33%）に介護保険料率（1.57%）が加わります。
○疾病任意継続被保険者の方の一般保険料率（10.33%）は、疾病保険料率（10.00%）と災害保健福祉保険料率（0.33%）を合計した率です。

・疾病保険料率のうち、7.05%は保険給付等に充てるための基本保険料率、2.95%は後期高齢者支援金等に充てられる特定保険料率です。
・災害保健福祉保険料率は、健診への補助等に充てられるものです。

≪保険料の納付方法≫

疾病任意継続被保険者の方の保険料は、納付書により毎月納付する方法のほか、一定期間分を前納する方法があります。一定期間分を前納する方法については、３月と９月に一定期間分（６カ月分または 12カ月分）を前納（まとめ払い）することができ、保険料が割引になります。納付期限は前納開始月の前月末となります。

６ カ月分：４月分～９月分または 10月分～翌年３月分
12カ月分：４月分～翌年３月分

納付方法の変更に関するご相談などにつきましては、全国健康保険協会船員保険部までお問い合わせください。

▲ 前納の保険料額表はこちらから